

新・呼吸

2008.6

新しい風、兵庫から

1 お知らせ

首都圏4都県で実施されているディーゼル車規制に適合するため、粒子状物質減少装置を装着し、「八都県市粒子状物質減少装置装着適合車」ステッカーが貼付された車両であっても、窒素酸化物(NO_x)の基準を満たしていない場合は、本県の運行規制の対象となりますので、ご注意ください。

(車検証の備考欄に「使用車種規制(NO_x ・PM適合)」と記載のない車は、規制の対象となります。)

【兵庫県条例による規制内容】

自動車 NO_x ・PM法の排出基準に適合しない車で、車両総重量8トン以上の自動車(バスについては定員30人以上の大型バス)は、猶予期間を超えて、阪神東南部地域(神戸市灘区、東灘区、尼崎市、西宮市南部、芦屋市、伊丹市)内を運行することができません。

なお、規制除外ケース、規制除外路線を定めるほか、特種自動車の一部は規制対象外としています。

2 ディーゼル自動車等運行規制に伴う検査結果等について

(1) カメラ検査

カメラ検査は、規制対象地域内の道路で、走行車両のナンバープレートを撮影し違反車両であるかを確認しています。

年・月	撮影車両	規制対象車両 (違反車両)	県内規制対象車両 (違反車両)	県外規制対象車両 (違反車両)
H16.10～ H19.9	1,546,700	215,822(2,599)	69,972(578)	145,850(2,021)
H19.10	46,490	6,614(231)	2,507(69)	4,107(162)
H19.11	42,911	6,089(212)	2,439(58)	3,650(154)
H19.12	42,697	5,938(219)	1,884(38)	4,054(181)
H20.1	45,556	5,960(203)	2,377(55)	3,583(148)
H20.2	45,298	5,354(201)	1,946(39)	3,408(162)
H20.3	42,949	7,137(202)	2,102(32)	5,035(170)
H20.4	45,487	5,312(184)	1,897(29)	3,415(155)
計	1,858,088	258,226(4,051)	85,124(898)	173,102(3,153)
		100%(1.57%)	33.0%(1.05%)	67.0%(1.82%)

平成20年4月までのカメラ検査で撮影した規制対象車両は258,226台(県内85,124台、県外173,102台)で、うち違反車両は4,051台(県内898台、県外3,153台)となっています。

違反車両台数の府県別内訳は別表のとおりで、兵庫県、岡山県、京都府、奈良県で多く、4府県で全体の約47%を占めています。また、種別では事業用が84%、自家用が16%となっています。

カメラ検査(平成20年4月まで)において運行規制違反を確認した都道府県別台数

府県名	事業用	自家用	計	備考			
				支局名	事業用	自家用	うちバス
兵庫県	670	228	898	神戸	394	177	10
				姫路	276	51	
岡山県	347	30	377	岡山	341	29	6
				倉敷	6	1	
京都府	262	63	325	京都	262	63	7
奈良県	219	95	314	奈良	219	95	9
大阪府	182	48	230	和泉	150	22	4
				大阪	32	26	1
広島県	196	10	206	広島	87	4	3
				福山	109	6	2
滋賀県	126	36	162	滋賀	126	36	3
和歌山県	136	25	161	和歌山	136	25	6
香川県	127	9	136	香川	127	9	3
愛媛県	117	6	123	愛媛	117	6	2
三重県	106	10	116	三重	103	10	4
				鈴鹿	3	0	
福岡県	100	9	109	久留米	26	3	2
				北九州	42	3	
				福岡	24	1	1
				筑豊	8	2	
福井県	99	1	100	福井	99	1	5
岐阜県	68	14	82	岐阜	68	14	1
徳島県	64	5	69	徳島	64	5	4
鳥取県	46	5	51	鳥取	46	5	
静岡県	40	9	49	静岡	20	4	
				沼津	10	3	5
				浜松	10	2	1
山口県	42	2	44	山口	42	2	1
高知県	41	2	43	高知	41	2	2
石川県	37	1	38	石川	35	1	1
				金沢	2	0	
鹿児島県	36	2	38	鹿児島	36	2	3
宮崎県	27	5	32	宮崎	27	5	
佐賀県	25	2	27	佐賀	25	2	1
長崎県	26	2	28	佐世保	8	1	
				長崎	18	1	1
島根県	24	3	27	島根	24	3	1
				三河	9	1	4
				尾張小牧	2	0	
愛知県	26	2	28	名古屋	10	0	2
				豊橋	4	1	1
				豊田	1	0	1
				富山	1	0	
富山県	23	2	25	富山	23	2	1
千葉県	22	0	22	千葉	7	0	4
				袖ヶ浦	13	0	12
茨城県	21	1	22	成田	2	0	2
				土浦	15	1	3
熊本県	19	2	21	水戸	6	0	1
				熊本	19	2	2
栃木県	19	0	19	宇都宮	12	0	4
				栃木	6	0	1
				とちぎ	1	0	1
長野県	14	3	17	長野	7	2	2
				松本	7	1	
新潟県	15	1	16	新潟	10	1	1
				長岡	5	0	
大分県	15	1	16	大分	15	1	1
北海道	13	1	14	札幌	11	1	1
				函館	1	0	
群馬県	11	1	12	釧路	1	0	
				群馬	11	1	1
福島県	8	1	9	福島	8	0	8
				いわき	0	1	
岩手県	7	1	8	岩手	7	1	2
秋田県	6	0	6	秋田	6	0	3
山梨県	6	0	6	山梨	6	0	4
宮城県	4	2	6	宮城	4	2	1
青森県	4	2	6	八戸	2	1	2
				青森	2	1	
埼玉県	5	0	5	熊谷	3	0	
				所沢	1	0	1
				川越	1	0	1
山形県	5	0	5	山形	4	0	
				庄内	1	0	
沖縄県	0	2	2	沖縄	0	2	2
神奈川	0	1	1	湘南	0	1	
計	3,406	645	4,051	-	-	-	158

(2)街頭検査

国道43号線等主要幹線道路において、兵庫国道事務所等と合同で検査を実施し、運行車両の車検証の提示を求め運行規制違反の有無を確認しています。

検査期間:平成16年10月～平成20年5月

検査回数:167回

	検査車両	うち違反車両
県内車両	339 (23.9%)	13 (3.8%)
県外車両	1,082 (76.1%)	55 (5.1%)
計	1,421 (100%)	68 (4.9%)

平成20年5月までの街頭検査で確認した車両は1,421台(県内339台、県外1,082台)で、うち違反車両は68台(県内13台、県外55台)となっています。

違反車両台数の府県別内訳は別表のとおりです。また、種別では事業用が84%、自家用が16%となっています。

街頭検査(平成20年5月まで)において運行規制違反を確認した府県別台数

府県名	事業用	自家用	計	備考		
				支局名	事業用	自家用
兵庫県	7	6	13	神戸	5	3
				姫路	2	3
愛媛県	6	0	6	愛媛	6	0
広島県	5	0	5	福山	4	0
				広島	1	0
大阪府	4	1	5	和泉	2	0
				大阪	2	1
岡山県	4	0	4	岡山	4	0
和歌山県	4	0	4	和歌山	4	0
京都府	2	2	4	京都	2	2
群馬県	3	0	3	群馬	3	0
岐阜県	2	1	3	岐阜	2	1
滋賀県	2	0	2	滋賀	2	0
徳島県	2	0	2	徳島	2	0
鳥取県	2	0	2	鳥取	2	0
山口県	2	0	2	山口	2	0
石川県	2	0	2	石川	2	0
島根県	2	0	2	島根	2	0
奈良県	1	1	2	奈良	1	1
香川県	1	0	1	香川	1	0
三重県	1	0	1	三重	1	0
福岡県	1	0	1	福岡	1	0
佐賀県	1	0	1	佐賀	1	0
茨城県	1	0	1	土浦	1	0
大分県	1	0	1	大分	1	0
福島県	1	0	1	いわき	1	0
計	57(84%)	11(16%)	68(100%)			

(3) 立入検査

運送事業者及び荷主等の立入検査を行い、車検証の確認や委託運送事業者への運行規制の遵守に係る措置状況について確認を行っています。

検査期間:平成16年10月～平成20年5月

	事業所数	検査車両	猶予期間切れ車両	違反車両
運送事業者	1,011	7,806 (100%)	899 (11.5%)	0 (0.0%)

	事業所数	検査車両	猶予期間切れ車両	違反車両
荷主等	769	174 (100%)	11 (6.3%)	0 (0.0%)

猶予期間切れ車両とは、阪神東南部地域を走行すれば違反となる車両

(4) 高校野球応援団バス等調査

第80回記念選抜高校野球大会の開催に伴い阪神甲子園球場に來場する大型バス等について、浜甲子園駐車場においてナンバープレートを記録し、違反車両かどうかを確認しました。

調査期間:平成20年3月21日～平成20年4月4日の15日間

調査車両	うち違反車両
1,347 (延べ1,673台)	32 (2.4%)

違反車両32台の府県別内訳は、千葉県:9台、愛知県:7台、奈良県:4台、静岡県:各2台、北海道、青森県、秋田県、宮城県、栃木県、三重県、兵庫県、徳島県、福岡県、沖縄県:各1台です。

なお、運行違反車両については、その車両所有者に対して文書で通知し、今後の条例遵守の方策について報告書を求めました。

8月2日から開催される第90回全国高校野球選手権記念大会においても、同様にナンバープレートの記録調査を実施しますので、ご協力をお願いします。



発行 / 兵庫県農政環境部環境管理局大気課 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
TEL:078(362)3287 FAX:078(362)3966
H.P: <http://www.kankyo.pref.hyogo.jp/JPN/apr/index.html>
E-mail: taikika@pref.hyogo.lg.jp

発行日 / 平成20年6月30日